

2 使用者の定義（10条）

法第10条（使用者の定義）

労働基準法で**使用者**とは、**事業主**又は**事業の経営担当者**その他その事業の**労働者**に関する事項について、**事業主のために行為をするすべての者**をいう。

(1) 事業主

その事業の経営の主体をいい、個人企業にあっては企業主個人、会社その他の法人組織の場合は法人そのものをいう。

(2) 事業の経営担当者

事業経営一般についての責任を負う者をいい、法人の代表者及び支配人等がこれに該当する。

(3) 事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をするすべての者

人事、給与、労務管理等労働に関する事項に関して権限を与えられている者をいい、このような者であれば職階の上下に関係なく、使用者となる。したがって、労働者であっても、事業主のために行為をすることによって使用者ともなる。

通達・判例等

① 上司の命令の伝達者（S. 22 発基17号）

「使用者」とは、労働基準法各条の義務についての履行の責任者をいい、部長、課長等の形式にとらわれることなく、各事業において労働基準法各条の義務について実質的に一定の権限を与えられているものをいうが、このような権限が与えられておらず、単に上司の命令の伝達者に過ぎない場合は使用者とはみなされない。

② 社会保険労務士が使用者に該当する場合（S. 62 基発169号）

社会保険労務士は、労働基準法に基づく申請等について、事務代理をすることができるが、当該申請等について事務代理の委任を受けた社会保険労務士がその懈怠（過失のこと）により当該申請等を行わなかった場合には、当該社会保険労務士は、労働基準法にいう「使用者」に該当し、労働基準法の罰則規定に基づきその責任が問われる。